

**地域の障害児に対する支援体制の状況及び
中核機能としての体制の確保に関する取組の実施状況について**

令和6年度より、江東区こども発達センター及び江東区こども発達亀戸センターは、本区における地域障害児支援体制中核拠点として登録されています。

地域の中核的な機関としての機能を強化するため、以下の取り組みを行っています。

機能		令和7年度の主な体制・取組
基本要件	市町村及び地域の関係機関との連携体制の確保	江東区地域自立支援協議会へ参画している(6・12・3月)。同協議会の専門部会(児童・地域生活・権利擁護)への参画。通所事業所連絡会、相談支援事業所連絡会への職員派遣。
	幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援	保育士、児童指導員、言語聴覚士、作業療法士、看護師、造形活動講師、音楽療法講師、理学療法士、言語療法スーパーバイザー、心の相談員を配置し、多職種で連携して発達支援、保護者相談、ペアレントトレーニング等を実施している。
	地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能	区内の児童発達支援事業所の職員に向けて発達支援講座(11月、2月)を実施している。
	地域のインクルージョン推進の中核機能	区内保育園・幼稚園・小学校への保育所等訪問支援事業を実施している(令和7年度訪問支援回数:283回)。 移行支援推進のために就学相談説明会(令和7年度 112名保護者参加)、放課後の過ごし方説明会(令和7年度 86名保護者参加)、また、学校機関との移行支援会議(令和7年度27機関)を実施している。
	地域の発達支援に関する入口としての相談機能	障害児相談支援事業による計画案作成を実施している(令和7年度未就学児案 136件、就学児案 269件)。 未就学児への相談事業による初回面相談・継続指導の実施(令和7年度初回相談536件、継続指導 4,511件)。
	第三者評価の受審	3年に一度、第三者評価を受審し、結果を公表している(令和7年度は亀戸施設で実施)。児童発達支援事業ガイドラインの自己評価を実施し、結果を公表している。
	従業者に対する研修計画作成と研修の実施	従業者に対する年間の研修計画を作成し、当該計画に従って研修を実施している。
体制要件	包括的な支援の推進と地域支援を行う者、専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる者を配置できる体制を整備している。	